

イギリスからみた欧州共通漁業政策

——欧州連合とその構成国間の漁業権利の交渉及び 配分をめぐって——

林 秀 鳳

はじめに

I 共通漁業政策

II 共同体加盟後のイギリスの漁業権利に対する影響

III 欧州連合離脱後のイギリスとEUとの間の漁業交渉

IV EU離脱に伴う影響

おわりに

はじめに

欧州連合（European Union、以下EU）の漁業は、スペインをはじめ、ギリシャ、イタリア、そしてポルトガル及びイギリスなどの国に集中している¹⁾。漁業部門は、EUの労働市場及び経済活動において、重要な役割を果たしており、特にEUの一部の沿岸地域においては、その地元の労働力の半分を占めている。イギリスの2016年の上院報告書では、「沿岸の地域社会にとって、漁業は、社会的、文化的、経済的に大変重要な役割を担っている」と評されている²⁾。イギリスの2009年の漁業部門のGDPは、520万ポンドであったが、2019年には、44%も成長し、7億4,700万ポンドに達した。この

1) European Commission, Fisheries facts and figures, at https://ec.europa.eu/fisheries/facts_figures_en?qt-facts_and_figures=3 (as of December 22, 2020)

2) European Union Committee Brexit : fisheries, at https://publications.parliament.uk/pa/ld201617/ldselect/1deucom/78/7805.htm#_idTextAnchor009 (as of December 22, 2020)

ように、漁業は、イギリスにとって日増しに重要な存在となっている³⁾。

イギリスが1973年1月1日に欧州共同体に加盟してから、2020年1月31日にEUと離脱協定を署名し、EUを正式に離脱するまで、47年の歳月を経た。2017年3月29日、イギリスはEUに正式離脱を通告し、3年近くかけて交渉し、離脱協定を合意したが、それで完了したわけではない。離脱協定で定められた2020年2月1日から2020年12月31日までの移行期間が開始され、この期間中、イギリスは、第三国として、2021年1月1日以後の、EUとの間の漁業協定が含まれるEUとイギリスの将来の関係を定める協定（以下、EU・英国協定）の交渉を行なわなければならないからである。

したがって、本稿は、共通漁業政策（Common Fishery Policy、以下CFP）がどのように形成されてきたのか、構成国はEUに加盟する際に、EUとはどのように交渉が行われるのか、離脱によりどのような問題が起きるのか、さらにEUを離脱した後に漁業の交渉がどのように行われるのかについて検討するものである。とりわけ、本稿は、初のEU離脱国であるイギリスを検討の対象として考察するものである。

I 共通漁業政策

まず、CFPを検討する前に、EUの体制及び歴史を触れておこう。EUには1999年の欧州連合に関する条約（Treaty on European Union、以下EU条約）⁴⁾と2009年の欧州連合の運営に関する条約（Treaty on the Functioning of the

3) 2019年のイギリスのGDPは2,170億ポンドであった。Annual gross domestic product (GDP) of the United Kingdom from 1948 to 2019, at <https://www.statista.com/statistics/281744/gdp-of-the-united-kingdom/> (as of December 26, 2020); Marine Management Organisation, UK Sea Fisheries Statistics 2019, p. 55, at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/920679/UK_Sea_Fisheries_Statistics_2019_-_access_checked-002.pdf (as of December 22, 2020)

4) EU条約の前身は、1993年のマーストリヒト条約（Treaty of Maastricht）であり、1997年のアムステルダム条約によって改正された。

European Union、以下 EU 運営条約⁵⁾ という 2 つの基本条約がある。

周知のように、EU は、1993年のマーストリヒト条約によって設立された。同条約によって、欧州諸共同体 (European Communities) は、EU の下に置かれた。欧州諸共同体は、欧州経済共同体 (European Economic Community、以下 EEC)、欧州石炭鉄鋼共同体 (the European Coal and Steel Community、以下 ECSC)⁶⁾ 及び欧州原子力共同体 (Treaty European Atomic Energy Community、以下 Euratom)⁷⁾ を指す。1965年、この 3 つの共同体の組織である委員会 (Commission) 及び閣僚理事会 (Council of Ministers) は、欧州諸共同体の単一の理事会及び委員会を設立する条約 (Treaty Establishing a Single Council and a Single Commission of the European Communities あるいはブリュッセル条約 (Treaty of Brussels))⁸⁾ によって合併され、欧州諸共同体と称されるようになった。

また、EEC の設立は、商品、サービス、資本及び労働の移動に対するほとんどの障壁を取り除き、市場競争を阻害するほとんどの公共政策又は民間協定を禁止することを特徴とした共同市場の設立並びに共同農業政策 (Common Agricultural Policy、以下 CAP) 及び共同の対外貿易政策の確立のためであった⁹⁾。EEC は、1993年のマーストリヒト条約によって、欧州共同体 (European Community、以下 EC) と改名され、2009年のリスボン条約

5) EU 運営条約の前身は、1957年の欧州経済共同体を設立する条約 (Treaty establishing the European Economic Community、以下 EEC 条約) であり、2007年のリスボン条約によって改正・改称された。EEC 条約は、1957年、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクの原加盟 6 カ国によって調印された。

6) ECSC は、1951年のパリ条約によって創設、2002年解散された。European Community, at <https://www.britannica.com/topic/European-Community-European-economic-association> (as of February 25, 2021)

7) Euratom は、1957年の欧州原子力共同体設立条約 (Treaty establishing the European Atomic Energy Community) によって設立された。EEC 条約と Euratom 条約はローマ条約 (Treaties of Rome) と称される。

8) したがって、ブリュッセル条約は、合併条約 (Merger Treaty) とも呼ばれる。

9) Creation of The European Economic Community, at <https://www.britannica.com/topic/European-Union/Creation-of-the-European-Economic-Community> (as of February 25, 2021)

によって、その権限及び構造は、EUに統合され、置き換えられた¹⁰⁾。そこで、本稿では、EECとECを区別せず、共同体という名称を使用し、EU離脱の部分において、EUという名称を使用する。

1 定義及び法的根拠

CFPは、漁船の管理及び漁業資源の保存に関する一連の規定からなる制度であり、その目的は、漁業が環境的、経済的及び社会的に持続可能なものにし¹¹⁾、EUの漁民の間に平和的に競争することを確保することである¹²⁾。1957年の欧州経済共同体を設立する条約 (Treaty establishing the European Economic Community、以下EEC条約) 第32条から第38条までの規定は、CFPの法的根拠である。いずれもCAPに関する規定であるが、実際、CFPはCAPの一部である。EEC条約第3条d項は、共同市場の活動は共通農業政策の設定を含めるものと記しており、共同市場は12年間の移行期間において徐々に確立されるものとする(第8条1項)。共同市場は農業及び農業貿易に及び、農産物には漁業の産品が含まれると規定されている(第38条1項)¹³⁾。さらに、CAPの目的を達成するために、共同農業市場組織が確立されるものとする(第38条4項、第40条2項)。CAPは、1962年に作成されたが、CFPについては、1966年になって、共同体が初めて積極的に取り込むようになった。それは、貿易自由化によって莫大な競争力を受けているフランスとイタリアが共同体に対して援助を求めたからである¹⁴⁾。しかし、イギリス、

10) Lisbon Treaty, at <https://www.britannica.com/event/Lisbon-Treaty#ref1077233> (as of February 25, 2021)

11) The Common Fishery Policy, at <https://publications.parliament.uk/pa/ld201617/ldselect/ld/eucom/78/7805.htm#footnote-325> (as of December 16, 2020)

12) The Common Fisheries Policy, at https://ec.europa.eu/fisheries/cfp_en (as of December 16, 2020)

13) 「共同市場は、農業及び農産物に及ぶ。農産物とは、農業、牧畜業及び漁業の産品、並びにこれらの産品と直接関連のある第一次加工品をいう。」

14) Michael Leigh, *European Integration and the Common Fisheries Policy* (Croom Helm, 1983), p. 24.

アイルランド、デンマーク及びノルウェーが共同体に加盟する意図を表明するまでは、原加盟国はCFPに対してなかなか合意に到達できなかった¹⁵⁾。

そのため、「共通漁業政策」という表現は、1972年の加入議定書（1972 Act of Accession）において初めて出現した¹⁶⁾。さらに、系統的な漁業管理政策は、1983年になって初めて作成された。一つの理由は、加入議定書の減損期間は1982年12月31日に終了するということであり、もう一つの理由は、1977年のスペイン及びポルトガルの加盟申請が新たな問題をもたらすと予測されたからである。マーストリヒト条約においては、農業と漁業の区別の条文が初めて挿入された（第3条e項¹⁷⁾。EU 運営条約においては、「第三編 農業及び漁業」という独立した編が作成された。とりわけ、第38条は、「域内市場は、農業、漁業及び農産物貿易に及ぶ。『農産物』とは、農業、牧畜業及び漁業の産品、並びにこれらの産品と直接関係のある第一次加工品をいう。共通農業政策又は農業に関する言及、及び『農業の』という用語の使用は、この部門の特殊性を考慮して、漁業に対しても言及されたものと理解する」と規定し、第43条3項は、「理事会は、委員会の提案に基づいて、価格設定、課徴金、補助金及び量的制限並びに漁業機会の設定と割当に関する措置を採択する」と規定している。

さて、CFPの具体的な内容は何だろう。Conceição-Heldt 教授は、CFPが4つの柱からなると述べている¹⁸⁾。

2 第1柱の「漁業の共通構造政策」及び第2柱の「漁業の産品の共同市場組織」

EEC 条約第38条4項が「農業に関する共同市場の運営及び発展は、共通

15) *Ibid.*, p. 25.

16) 'On the basis of that report, and of the objectives of *the common fisheries policy*...' 1972 Act of Accession, OJ 1972 L73, Art 103.

17) 「共同体の活動は、農業及び漁業における共通政策を含めるものとする」

18) Eugénia da Conceição-Heldt, *The Common Fisheries Policy in the European Union* (Routledge, 2004), p. 17.

農業政策の確立に補足される」と規定しているように、理事会は、1970年、EEC 条約第7条¹⁹⁾、第42条、第43条及び第235条²⁰⁾に基づいて、「漁業の産品の共同市場組織の運営及び発展は、漁業の共通構造政策の確立に補足される」という目的を実現するために、「漁業のための共通構造政策を規定する」という理事会規則2141/70及び「漁業の産品の共同市場組織を確立する」という理事会規則2142/70を採択した。したがって、この2つの理事会規則は、共通漁業政策の2つの柱と呼ばれる。理事会規則2141/70によれば、漁業の平和的かつ均衡な発展及び海洋生物資源の合理的な使用を促進するため、構造政策の第1歩は、無差別原則から由来する「平等なアクセスの原則」(equal access principle)を確立することである。これにより、共同体のすべての漁船が加盟国の水域に平等にアクセスすることになる²¹⁾。また、共同体の任務は、1971年6月1日までに、すべての加盟国がさまざまな目標を達成するように、財政的援助を提供するための共通の規定を整備し²²⁾、次に、加盟国と委員会との間の構造政策を調和し、共通構造政策の発展及び執行を促進するための常設委員会を設立することである²³⁾。この時期において、加盟国の最も重要な任務は、国内の漁業に財政的援助を提供し、漁船の建設及び現代化することを促進することである²⁴⁾。そこで、EEC 条約第39条に定める農業の生産力を向上するために、1970年の「共通農業政策の資金調達について」と

19) EEC 第7条は、「この条約の適用範囲において及びここに記載されている特別規定を害することなく、国籍を理由とするいかなる差別を禁止されるものとする」と規定して、いわゆる「無差別原則」(non-discriminatory rules)についての規定である。

20) 第235条は、共同市場の運営には、共同体による行動は達成するために必要であるように思われる場合、理事会は…適宜な規定を制定すると規定し、理事会が決議を採択する権限を有するという規定である。

21) Council Regulation (EEC) No 2141/70 of 20 October 1970, JO 1970 L236/5, laying down a common structural policy for the fishing industry, Art 1 and 2. ただし、住民が主に沿岸漁業に依存する場合、3海里の限界以内の漁場へのアクセスは、特定の漁業のため及び本規則が効力発生する時からの5年以内に、その沿岸地域の住民に限定される。Ibid, Art 4.

22) Ibid, preamble and Art 9 and 10.

23) Ibid, preamble and Art 12.

24) Conceição-Heldt, *supra* note 18, p. 17.

いう理事会規則729/70に基づいて設立された欧州農業指導保障基金（The European Agricultural Guidance and Guarantee Fund）を通して²⁵⁾、1976年1月19日、漁業の生産力を向上する財政的援助の提供についての「漁業のための共通構造政策を規定する」という理事会規則101/76が採択された。

一方、理事会規則2142/70について、Conceição-Heldt 教授が指摘するように、漁業製品の共同市場組織は、①漁業製品の共通販売基準の確立、②漁業の製品の最低販売価格の決定、③生産者組織が最低販売価格のため市場から退出する際に与えられる補償金、及び④非加盟国との間の貿易規則²⁶⁾、という4つの要素から構成される。

3 第3柱の「第三国との漁業協定」

CFPの第3柱は、1976年に確立された共同体の対外政策の一部であり、対外政策は超国家レベルにおいて、委員会による第三国又は国際組織との協定から構成されるものである。欧州諸国は早くから海洋生物資源の保存及び管理に留意し、1959年の北東大西洋漁業委員会（North-East Atlantic Fisheries Commission、以下 NEAFC）²⁷⁾のような、いくつかの地域的漁業管理組織（Regional Fisheries Management Organization、以下 RFMO）の設立によって、海洋生物資源の保存及び管理に取り組んできたが、公海における執行力はそれほど効果的なものではなかった。そこで、共同体は、海洋生物資源の保存及び管理に対して何らかの対策を講じることができると問題

25) Council Regulation (EEC) No 729/70 21 April 1970 on the financing of the common agricultural policy, Art 1.

26) Conceição-Heldt, *supra* note 18, p. 19.

27) 1959年、北東大西洋漁業条約（the North-East Atlantic Fisheries Convention）によって設立された NEAFC は、1980年の北東大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（Convention on Future Multilateral Cooperation in the Northeast Atlantic Fisheries）によって、同名の機関に取って代わられた。現在、当事国は、デンマーク（フェロー諸島及びグリーンランドのみ）、アイスランド、ノルウェー、ロシア、イギリス（2020年加入）及び EU である。協力する非締約国は、バハマ、カナダ及びニュージーランドである。NEAFC の適用水域は、グリーンランドの南端から東はバレンツ海、南はポルトガルまで広がっている。

となった。

1969年のハーグコミュニケ (Hague communiqué) において、共同体は、イギリス、アイルランド、デンマーク及びノルウェーの4カ国の加盟申請を受理するほか、欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association, 以下 EFTA) との関係を調整する必要があると決議した²⁸⁾。当時の共同体は、CAP を第三国との交渉の対象ではないとし、農業貿易を交渉の内容から除外し、EFTA の加盟国とは産業の自由貿易区域を確立する方針であった²⁹⁾。

その中、アイスランドとノルウェーは EFTA の加盟国である。まず、アイスランドの水域には豊富なタラ資源があり、主に共同体に輸出しているが、1972年9月1日、排他的漁業水域を再度拡大した時、イギリスと二回目のタラ戦争³⁰⁾ を起こした。それにもかかわらず、共同体は、自らの水域だけでは、漁業資源の提供が不十分であるため、アイスランドと協定を締結しようとした。共同体は、アイスランドの漁業産品に関税を課さないという見解を示したが、平等なアクセス原則と抵触しないように、協定を締結する前に、イギリス、ドイツ及びベルギーとの間に両者が満足できる解決案に到達するよう要請した。しかし、1975年、アイスランドは、さらに排他的漁業水域を200海里まで拡大し、第三次タラ戦争を起こしたため、1992年まで共同体がアイスランドと漁業協定を締結することができなかった。

次に、共同体は、ノルウェーと自由貿易協定を締結する方針であったが、ノルウェーは、国民投票によって EEC の加盟が否決されて以来、アイスランドと同様に関税撤廃を求めた。ノルウェーの狙いは、漁業産品が主にイギ

28) EFTA は、1960年、EEC と対抗するため、イギリスの主導で、オーストリア、スウェーデン、スイス、デンマーク、ノルウェー及びポルトガルの7カ国によって、設立された連合体である。その後、1970年のアイスランドの加盟、1991年のリヒテンシュタインの加盟及び原加盟国が EC 加盟に伴い EFTA からの脱退で、現在アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタインの4カ国が加盟している。

29) Leigh, *supra* note 14, pp. 55-57.

30) 1958年、アイスランドが自国の領海を4海里から12海里へと拡大したことに對して、イギリスが認めなかったため、両国間に第一次タラ戦争が起きた。1972年、アイスランドが自国の漁業水域を50海里へと拡大し、イギリスと第二次タラ戦争を起こした。

リスに輸出されており、そしてイギリス向けの輸出品は、EFTA 条約に基づいて、関税がゼロであるため、イギリスが共同体に加盟した場合にも、関税ゼロの現状を維持し、さらに、可能な限り、共同体市場全体までに拡大させたいということであった。ノルウェーの漁業産品に大いに依存するイギリス及びドイツは、ノルウェーの主張を支持したが、フランス、オランダ及びアイルランドは、ノルウェーの主張を受け入れれば、他の EFTA 加盟国も同様な主張をするおそれがあるとし、反対の意見を示した。最後に、共同体とノルウェーは、1973年、一部の関税譲許を認める自由貿易協定を締結した³¹⁾。

(1) 第三国との海洋生物資源の保存における黙示的条約締結権限の法理

実際、共同体の活動の一つは、第三国に対して共同関税及び共通商業政策を確立するため、自由貿易協定を締結することであり、当然共同体はこうした権限を有するということである。しかし、問題となるのは、CFP を含む CAP の設定は、共同体の活動でもあるが、CFP の適用水域は、共同体内の水域であるが、加盟国は、第三国又は国際組織と漁業に関する条約又は協定を締結した場合、対内レベルのものではないが、これに対して、共同体は権限を有しないのか。そのような問題を取り扱ったのが、1971年の AETR 事件である。

対内権限から対外権限を導く黙示的条約締結権限

1971年の AETR 事件は、最初に共同体が黙示的条約締結権限を有することを認めた事件である³²⁾。欧州司法裁判所 (European Court of Justice、以下 ECJ) は、「個々の対外権限は、条約の体系及び実質的な規定に依拠されなければならない。そのような権限は、条約によって明示的に与えられている場合だけではなく、条約の他の規定及びそれらの規定の枠組において共同体機関によって採択された措置 (つまり、共通の法規の採択) から導き出さ

31) Leigh, *supra* note 14, pp. 58-60.

32) Case 22/70 [1971] ECR 263, p. 274, para. 16.

れるものである」と判示している³³⁾。要するに、共同体が共通政策を履行するため、対内権限を行使していることは、共同体が対外権限を有しているという表れである。というのは、加盟国が第三国と締結した協定は、共同体の法規に影響を与えると、第三国との義務を負う権利を失い、その際、共同体は、加盟国に代わって、第三国との義務を引き受けることになる³⁴⁾。

しかし、共同体は、実際に対内権限を行使していない場合、それ相応の対外権限を有しないのか。1976年の Kramer 事件判決において、オランダ国内裁判所は、国際組織に加入している場合、以下のような問題を提起した。オランダは、NEAFC に加入し、そして NEAFC の勧告によって、海洋生物資源の保存に関する国内措置を採択した。オランダは、①こうした措置を採択する権限を有するか、②こうした措置は共同体法と両立できるのか、及び③共同体のみがこの領域の国際協定に加入する権限を有するか、という3つの問題を提起し、ECJ に対して回答を求めた³⁵⁾。というのは、対外レベルにおいて、共同体は海洋生物資源の保存に関する権限を有するのか、海洋生物資源の保存に対して、共同体と加盟国の間に権限がどのように配分されるのか、という問題である。

まず、ECJ は、オランダの国内措置は、国際機関によって採択された文書から生じる義務を履行するという目的で採択されたものとし、しかし共同体がこうした海洋生物資源の保存の分野で国際的な義務を引き受ける権限を有するか否かについて、EEC 条約には共同体に対して権限づける特別の規定がない場合には、共同体の対外関係分野における共同体法の一般的制度に戻らなければならないと述べている³⁶⁾。というのは、「共同体は法人格を有する³⁷⁾」と規定する EEC 条約第210条は、対外関係において共同体が条約の第

33) *Ibid.* 中西優美子「EUの対他権限の生成－海洋生物資源保護分野の権限を中心に－」『一橋法学』第13巻2号(2014年)405頁。

34) Case 22/70, *supra* note 32, p. 274, paras. 16–18.

35) Joined cases 3, 4 and 6/76 Cornelis Kramer and others [1976] ECR 1279 [hereinafter referred to as *Kramer Case*], p. 1281.

36) *Ibid.*, pp. 1307–1308, paras. 14–17. 中西「前掲論文」(注33) 386–387頁。

37) 一般的に、EU は、条約に基づいて設立された国家の連合であり、国際組織または政府間機

1部に定められた目的の分野すべてにおいて国際的な義務を引き受ける能力を享受していることを意味しているため、そのような国際的な義務を引き受ける権限は、条約の明示的な付与のみならず、条約の他の規定、加入条約、それらの規定の枠組において共同体機関により採択された措置から黙示的にも同様に生じうるものであるからである³⁸⁾。したがって、ECJは、EEC条約第3条、第38条3項、第40条、第43条に従って採択された理事会規則2141/70及び理事会規則2142/70並びに加入議定書第102条を検証し、共同体は、対内レベルにおいて、海洋生物資源の保存のための措置をとる権限を有しているということを導き出し、しかも加盟国が国際法の下で類似した権限を有している限り、共同体の意思決定権限が公海における漁業にまで広がることと結論付けた。その理由は、海洋生物資源の保存を効果的かつ公平に確保する唯一の方法は、非加盟国を含む関連するすべての国を拘束する法規の制度を通じて行う必要があるからである³⁹⁾。

次に、ECJは、共同体が公海における海洋生物資源の保存措置をとる権限を有することを確立したからには、共同体はNEAFC条約に基づいて取られた決定から生じる義務を負うかどうか確認しなければならないと述べている。ECJは、加盟国が有している権限は、加入議定書第102条に基づいて、過渡的な性質を有するものであり、加盟国は、EEC条約第5条に基づいて⁴⁰⁾、NEAFC条約の枠組における交渉において共同体に対する義務に拘束され、そしてEEC条約第116条に基づいて、過渡的な期間の終了後、共同市場の特別な利益にかかわるすべての事項につき、経済的な性質を有する国際

関とされている。しかし、Michael Hardy教授によると、共同体は、政府間機関ではなく、その領域内にある加盟国及びその国民に直接適用可能な権力をもつ特別の主体 (*sui generis body*) である。その権力は、性質上、通常、国によって行使されることがほとんどである。Michael Hardy, 'External Aspects of the Fisheries Policy of the European Community', in Douglas M. Johnston (ed.), *Regionalization of the Law of the Sea* (Ballinger, 1978), p.73.

38) *Kramer Cases, supra* note 35, p. 1308, paras. 17-20. 中西「前掲論文」(注33) 387頁。

39) *Kramer Cases, supra* note 35, pp. 1308-1309, paras. 21-33. 中西「前掲論文」(注33) 387頁。

40) EEC条約第5条は、「加盟国は、本条約又は共同体機関によりとられた行動から生じる義務の履行を確保するために、一般的あるいは特定の適当な措置をとらなければならない。共同体の任務の達成を容易にしなければならない」と規定している。

組織の枠組において共通行動をとるよう進めなければならないと指摘し⁴¹⁾、したがって NEAFC 条約に参加する加盟国は、加入議定書第102条によって共同体に委譲された任務を妨げるような条約の枠組において義務を引き受けないという義務を負うのみならず、NEAFC においては共通行動により進める義務を負うと判示した⁴²⁾。

要するに、両事件は、ともに、共同体の黙示的条約締結権限が対内権限から対外権限を導くことから生じたものであると述べている。その異なる点とえば、以下のような表で説明される。

黙示的条約締結権限に対する解釈の比較

	1971年の AETR 事件判決	1976年の Kramer 事件判決
対外権限	共同体が対内権限を行使していること（共通の法規の採択）は、共同体が対外権限を有しているという表れである。	共同体が実際に対内権限を行使していなくても、共同体が対外権限を有するかどうかは、共同体の条約や諸規定で判断する。
義務	加盟国と第三国の義務が共通の法規に影響を与えると、共同体は加盟国に代って義務を引き受ける。	加盟国は、共同体に対する義務に拘束されているため、共同体の共通の法規に影響を与えるかどうかを問わず、第三国との義務を締結する権利がなく、共同体は義務を引き受ける。

(注) 筆者作成

加盟国から第三国との義務を引き受ける義務

したがって、両事件判決が説明するように、共同体が権限を有するからには、加盟国は国際協定に加入する権能又は第三国との義務を締結する権利がなく、共同体が国際的な義務を引き受ける⁴³⁾。というのは、共同体が国際条約又は国際組織に加入すると、当該条約又は国際組織に加入している共同体

41) *Kramer Cases, supra* note 35, pp. 1310–1311, paras. 40–43. 中西「前掲論文」(注33) 389頁。

42) *Kramer Cases, supra* note 35., p. 1311, paras. 44–45. 中西「前掲論文」(注33) 389頁。

43) *Ibid, supra* note 35, p. 1287 and 1291.

の加盟国である国は脱退しなければならないことになる。したがって、1980年、共同体がNEAFCに署名すると同時に、共同体の加盟国が脱退した⁴⁴⁾。同様に、1997年、EUが大西洋まぐろ類保存国際委員会 (International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas、以下 ICCAT) に加入する時、フランス、スペイン、ポルトガル、イギリス及びイタリアは脱退した。さらに、1985年の加入議定書によって、スペインとポルトガルは、いったん加盟すると、第三国と締結した漁業協定の管理は、共同体が責任を取るため⁴⁵⁾、共同体は、北大西洋、バルチック海及びアフリカなどの地域の国と、30の漁業協定を締結した⁴⁶⁾。さらに、共同体は、北西大西洋漁業組織 (Northwest Atlantic Fisheries Organization、以下 NAFO)⁴⁷⁾、南極海洋の生物資源保存委員会 (Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources, CCAMLR) などの一部の地域的組織の当事者となった。

一方、一国は、共同体に加盟するには、共同体が加入している国際条約又は国際組織から脱退しなければならない。たとえば、キプロス及びマルタは2004年、クロアチアは2013年、ICCAT から脱退した。ただし、共同体の管轄外にある加盟国の海外領土 (Overseas Countries and Territories, OCTs) は、第三国との条約関係を続けることができる。たとえば、フランスのサンピエール島・ミクロン島 (St-Pierre et Miquelon)、イギリスの海外領土 (O.

44) Summary of Treaty, at <https://ec.europa.eu/world/agreements/prepareCreateTreatiesWorkspace/treatiesGeneralData.do?step=0&redirect=true&treatyId=503> (as of February 25, 2021).

45) 1995 Act of Accession, OJ 1985 L302/23, Arts 169 and 354. この法理は1976年の Kramer 事件判決によるものである。

46) 王郁涵『歐盟共同漁業政策』(台湾成功大学海洋科技與事務研究所修士論文、2004年) 23頁。

47) NAFO は、北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約 (Convention on Future Multilateral Cooperation in the Northwest Atlantic Fisheries) によって設立された。共同体は、1978年10月、当該条約に署名し、理事会規則3179/78の決議によって締結した。当該条約によって、NAFO は、1979年、1950年の北西大西洋漁業国際条約 (International Convention for Northwest Atlantic Fisheries) によって設立された北西大西洋漁業国際委員会 (International Commission of the Northwest Atlantic Fisheries, ICNAF) に取って代わった。<https://ec.europa.eu/world/agreements/prepareCreateTreatiesWorkspace/treatiesGeneralData.do?step=0&redirect=true&treatyId=494> (as of February 16, 2021)

Territories) が ICCAT、NAFO 及びインド洋まぐろ類委員会 (Indian Ocean Tuna Commission, IOTC) のメンバーシップを維持している⁴⁸⁾。

共同体と加盟国の条約・国際機関への同時加入

それでは、交渉条約の内容が、海洋生物資源の保存に関するもののみではない場合は、どうなるのか。たとえば、共同体が1998年4月1日海洋法に関する国際連合条約（以下、海洋法条約）に加入し、共同体が国際的義務を引き受けたからには、なぜ加盟諸国は海洋法条約から脱退せずに、共同体と同時に加入することができるのか。それは、海洋法条約の性質といえ、上記の国際条約又は国際協定とは異なり、海洋生物資源保存のみに関する「共同体協定」(Community agreement)⁴⁹⁾ではなく、「混合協定」(mixed agreement)⁵⁰⁾であるからである。

実際、協定の性質よりもこれに先立つ前提的問題は、共同体のような国際機関が海洋法条約に加入できるかどうかということである。第三次国連海洋法会議において、共同体は海洋法条約の交渉当事者ではなく、オブザーバーの地位のみを与えられた。それは、共同体が海洋生物資源の保存に排他的権限を有すると考えられる一方、アメリカは、共同体とその加盟諸国の二重の代表権によって、欧州大陸からの影響力が不当に強いことを懸念していたからである。これに対して、加盟諸国は、共同体のような国際機関が海洋法条約の当事者として加入することを認める、いわゆる、「EEC 条項」⁵¹⁾の作成

48) 王郁涵『前掲書』(注46) 110頁。

49) 共同体協定とは、EU が排他的権限を有する分野において、第三関係国と締結する条約をいう。

50) 混合協定とは、EU の管轄事項だけでなく、加盟国の管轄事項についても定めていることから、両者によって締結される条約をいう。つまり、条約の内容は、共同体と加盟国が共有する権限に関するものである。共同体、加盟国及び非加盟国が締結した混合協定は、共同体協定とは、共同体の法的秩序において、同様な地位にあるとされるが、その違いは、加盟国は、第三国に対して、義務を負うほか、共同体が締結した協定から生じる義務を遵守することを確保するには、共同体の制度において、加盟国が共同体に対しての対内的義務を負うことである。Case C-239/03 *Commission v France* [2004] ECR I-9325, pp. 9338-9339, para. 25-26.

51) 海洋法条約第305条1 (f) は、「この条約は、つぎのものによる署名のために開放しておく。(f) 国際機関。ただし、附属書 IX の規定に従うものとする」と規定している。

に力を注いだ⁵²⁾。そこで、共同体は、附属書 IX 第 2 条⁵³⁾ 及び第 3 条⁵⁴⁾ に基づいて、1984年12月7日に署名し及び1998年4月1日に批准・加入した。ただし、共同体は、署名の際にも加入の際にも、附属書 IX 第 2 条及び第 5 条 1 項⁵⁵⁾ に基づいて、加盟国から移転された権限の性質及び範囲についての宣言を要求されるとする。一方、加盟国も批准・加入の際、第 5 条 2 項⁵⁶⁾ に基づいて移転した権限について宣言するとする。しかし、共同体は、いずれの宣言においても、海洋生物資源の保存及び管理の分野に関係しない管轄事項は共同体と加盟国が共有する権限と述べるだけで、移転された権限の詳細については明言していない。

(2) 第三国との漁業協定の交渉

ラテンアメリカ諸国が40年代、50年代から200海里の漁業水域を主張し始め、アメリカが1976年漁業保存法 (Fishery Conservation Act) を通過させたことを受け⁵⁷⁾、ほとんどの交渉国は、第三次国連海洋法会議において、200海里の漁業水域の設定に同意するようになった。一方、ヨーロッパでは、フ

52) Esa Paasivirta, 'The European Union and the United Nations Convention on the Law of Sea', *Fordham International Law Journal*, Vol. 38, No. 4 (2015), pp. 1047-1048.

53) 「加盟国の過半数がこの条約の署名国である場合、国際機関は、この条約に署名することができる。国際機関は、署名する際に、署名国である加盟国によってその機関に権限が移転されたこの条約に準拠する事項、及びその権限の性質と範囲を明記した宣言を行うとする。」

54) 「国際機関は、加盟国の過半数が批准書又は加盟書を寄託又は寄託した場合、正式な確認書または加入書を寄託することができる。」

55) 「国際機関の正式な確認又は加入の文章には、この条約の締約国である加盟国によってその権限が機関に移転されたという点に関して、この条約によって規律される事項を明記した宣言が含まれるものとする。」

56) 「国際機関の加盟国は、この条約を批准又は加盟する時、または組織が正式な確認又は加盟の文書を寄託するとき (いずれか遅い方の時点で)、その権限が機関に移転されたという点に関して、この条約に準拠する事項を明記した宣言をとする。」

57) アメリカは1976年3月30日漁業保存法を通過させ、1977年3月1日を期して自らの沿岸に200海里の漁業保護区 (fishery conservation zone: FCZ) をすべてのアメリカ領土に適用させた。高林秀雄『領海制度の研究 [第二版]』(有信堂、1979年) 346-347頁。

ェロー諸島⁵⁸⁾及びノルウェー⁵⁹⁾が200海里の漁業水域を設定する意図を示していた。このような排他的漁業水域を拡大するという一連の動きの中で、共同体は、1976年7月27日、200海里の漁業水域を設立すると宣言し、そして10月30日、ハーグ決議 (Hague Resolution) を採択し、1977年1月1日から北海及び北大西洋沿岸の漁業限界を200海里まで拡大すると決定した。さらに、Kramer 事件判決の判断によって共同体が海洋生物資源の保存において黙示的条約締結権限を有するということが導き出されているため、同決議は、第三国が一方向的に漁業水域を拡大する措置によって脅かされている海域における合法的利益を保護するため、第三次国連海洋法会議において形成されているガイドラインに基づく措置をとる上で、共同体は、第三国との協定によって、第三国の漁船が共同体の水域において漁業資源を開発することを規律し、共同体の漁民が第三国の水域において漁業権利を取得し及び既存の権利を維持することを確保すると決議した⁶⁰⁾。

出漁先における200海里水域の設定によって加盟国の漁船が被る損失を最小限にとどめるために、3つの交渉方法が取られた。①加盟国の漁船が出漁していない国からの漁船については、共同体の水域からの退出を求めること、②加盟国の漁船と相手国の漁船が相互に入漁している場合には、相手国沖合での漁獲量と等量の範囲で、相手国の漁船が共同体水域で操業することを認めること、及び③共同体水域に出漁していない国の沖合における加盟国の漁船が操業している場合には、共同体は、相手国に対して、その漁業資源の余

58) フェロー諸島は、1977年1月1日、漁業水域を200海里まで拡大した。

59) ノルウェーは、1977年1月1日から、生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理する主権的権利を有す経済水域 (economic zone) を200海里まで拡大した。また、スバルバル諸島の周辺には、200海里の漁業保護水域 (fisheries protection zone) が設定され、ヤンマイエン島周辺には漁業水域 (fishery zone) が設定された。The Norwegian Svalbard Policy, at <https://www.thearcticinstitute.org/norwegian-svalbard-policy-respected-contested/> (as of February 23, 2021)

60) Council Resolution of 3 November 1976 on certain external aspects of the creation of a 200-mile fishing zone in the Community with effect from 1 January 1977, p. 1.「委員会は、理事会の指令 (directives) に従って、第三関係国と交渉を行い始める。これらの交渉は、資源へのアクセスのために、将来適用される一般の条件に関する概要の協定を締結するために行われるものである。」

剰分について、入漁を要求することを交渉することであった⁶¹⁾。

結論として、200海里の漁業水域の主張によって複雑に重複する共同体水域においては、加盟国籍船舶のみならず、第三国の船舶も入漁できるので、共同体水域の漁業を持続可能にさせるように、海洋の生物資源の保存及び管理が非常に重要であるということになった。

(3) 第三国との漁業協定の種類

Conceição-Heldt 教授は、共同体が第三国と締結する漁業協定は3種類に分けられると述べている。①財政上の補償を有する協定とは、共同体が予算を通して全額の財政上の補償を交換条件として、相手国の漁業権利を取得する協定であり、主な対象国は、アフリカ諸国とカリブ海諸国である。②互惠協定とは、共同体が相手国に漁業権利を与えることを交換条件として、相手国の漁業水域で漁業権利を行使する協定であり、主な対象国は、ノルウェー、バルチック諸国、フェロー諸島及びアイスランドである。③「第二世代」協定とは、第三国の水域において漁業活動を発展できる共同の事業を設立するインセンティブに基づく協定であり、1999年の時点では、対象国はアルゼンチンのみである⁶²⁾。

しかし、EUの公式サイトによれば、第三国との漁業協定は、現在、持続可能な漁業協力協定 (Sustainable fisheries partnership agreements、以下 SFPAs) 及び北方協定 (Northern agreements) の2種類の協定からなる。さらに、SFPAsには、ツナ協定 (tuna agreement) と混合協定 (mixed agreement) があり、前者はEUの漁船がツナに従ってアフリカの沿岸に移動し及びインド洋を通過することを許可する協定であり、対象国のほとんどは、アフリカ諸国である。後者は、協力国の排他的水域において、連合の漁船に対して、広範囲の魚類にアクセスすることを与える協定である、グリーンランドは対象国の一つである。一方、北方協定の対象国は、ノルウェー、

61) 高林『前掲書』(注57) 347-348頁。

62) Conceição-Heldt, *supra* note 18, p. 19.

アイスランド（協定が休止状態）及びフェロー諸島である⁶³⁾。1977年、ノルウェーは排他的漁業水域を200海里まで拡大したため、共同体は、1980年、ノルウェーと漁業協定を締結した⁶⁴⁾。協定の内容は、各自の漁船が各々の200海里の漁業水域に入漁することを認め、生物資源の合理的使用に基づく生物資源を管理するため、毎年各自の管轄水域の総許容漁獲量を決定することである。当該協定は、共同体とノルウェーが北海及びバレンツ海における漁業資源を共同使用するための重要な法的根拠である⁶⁵⁾。

4 第4柱の「海洋の生物資源の保存及び管理」

CFPの第4柱は、海洋生物資源の保存及び管理である。Conceição-Heldt教授は、第4柱の主要な目的は、もはや漁船の建設又は現代化ではなく、毎年最大限の捕獲量を制定することと、共同体の水域における漁船の数量を減少することであるとした。しかし、Kramer事件判決において言及されたように、もう一つの問題は、理事会は、加入議定書第102条に基づいて自己に課された義務を負っているが⁶⁶⁾、1979年の初めに、必要となる規定を採択することができなかったことである。この間のいわゆる「移行期間」において、海洋生物資源の保存及び管理はどのように取り扱われたのであろう。

(1) 移行期間における共同体と加盟国間の海洋生物資源の保存の問題

まず、移行期間については、1979年の185/78 to 204/78事件において言及されている。当該事件において、加入議定書第102条に定める「遅くとも加

63) Bilateral agreements with countries outside the EU, at https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/international/agreements_en (as of February 2, 2020)

64) Agreement on Fisheries between the European Economic Community and the Kingdom of Norway, OJ 1980 L 226/48. この協定は、1981年から10年間効力が発生し、それ以後、6年ごとに4回延長され、2015年までに効力が発生する。枠組み協定となる。

65) 王郁涵『前掲書』(注46) 105頁。

66) 加入議定書102条は、「理事会は、遅くとも加盟後6年目からは、委員会の提案に従って、漁場の保護及び海洋の生物資源の保存を確保する漁業条件を決定しなければならない」と規定している。ここでいう漁業条件は、共通規則のことである。

盟後6年目から」という文言は、加入議定書第9条2項に定める「過渡的な措置の適用は、1977年末に終了するものとする」1978年1月1日とすると、第102条の規定が実際的な重要性がなくなるため、移行期間は1978年12月31日に終了するものとする解釈されるべきであると確認されている⁶⁷⁾。そうすると、移行期間において、共同体と加盟国との間に海洋生物資源の保存についてどのように取り扱うべきなのか。

まず、1978年の61/77（欧州委員会対アイルランド）事件判決において、1976年のハーグ決議付属書VIが言及された。付属書VIには、「資源の保存に関する準備として、共同体措置の実施を待っている間、加盟国は、資源の保存に関するいかなる一方的措置もとらない。しかし、国際漁業委員会において、1977年に合意に達せず、そこで直ちに共同体措置を採択することができない場合、加盟国は、差別を避けるという方法で、一時的な措置として、自国の沿岸にある水域における資源保護を確保するための適当な措置を採択することができるが、加盟国は、そのような措置を採択する前に、委員会の承認を求めなければならない」という規定がある。しかし、一方的な保護措置をとらなければならないとするアイルランドが、委員会の注意に従わず、自国の措置が1977年4月10日より効力をもつことを通知した。これに対して、委員会は、アイルランドに対して、EEC条約第169条に定める条約違反手続に基づきECJに訴訟を提起した⁶⁸⁾。要するに、共同体が自己の権能を十分に行使していないので、加盟国は、移行期間において、委員会の承認を得る限りにおいて、ある程度の海洋生物資源の保存における権限を有するということである。

(2) 系統的漁業管理政策の確立

さらに、ハーグ決議は、漁業水域の限界を200海里まで拡大すると決議し

67) Joined cases 185/78 to 204/78 Criminal proceeding against J. van Dam en Zonen and others [1979] ECR 2345, p. 2359, paras. 4-5.

68) Case 61/77 Commission v. Ireland [1978] ECR 417, p.420.

ただで、対内レベルにおいて、加入議定書における共同体の水域への入漁に関する規定の修正を行わなかったため、10年間の減損期間が1982年12月31日に終了すると、共同体のすべての水域は平等なアクセスの原則を適用されるということになる。海洋の生物資源が豊かな漁場を有するイギリスとアイルランドは、移行期間が終了すれば、再度交渉することが可能となると期待し、自国の水域すべてが平等なアクセスの原則の適用対象となることに強く反発した。両国は、漁場における歴史的権利を主張し始めた。これに対して、ほとんどの加盟国は、平等な配分による漁獲枠の決定などによる何らかの漁業権利への制限手段に同調していたが、フランスは、1981年まで平等なアクセス原則を維持することを堅持していた⁶⁹⁾。

さらに、スペインとポルトガルの加盟申請は、共同体に新たな問題を引き起こした。特に、欧州の漁業大国であるスペインが位置するイベリア半島には、地理学上の大陸棚が狭いため、上部水域の生産力が低く、魚類の数量も少ないため、スペインが共同体に加盟すると、自国の水域は共同体に対し多くの漁業資源を提供することができないのに、共同体の水域に入漁することができるため、既加盟国の漁獲枠に影響を与えることが予想された。そこで、加盟国の大多数は、スペイン、ポルトガル両国が加盟について交渉を始める前に、漁業管理制度を確立しておく必要があるという意欲を示した⁷⁰⁾。したがって、理事会は、理事会規則2057/82、170/83、171/83、172/83及び2908/23を採択した。

そして、1983年の「漁業資源の保存及び管理のための共同体制度を確立する」という理事会規則170/83が採択され、その第1条において、「漁場の保護、海洋生物資源の保存及び持続的な基礎に基づく適当な経済的及び社会的状況における均衡な開発を確保するために、保存及び管理のための共同体制度を制定する。本制度は、保存措置 (conservation measures)、資源の使用及び配分の規則 (rules for the use and distribution of resources)、沿岸漁業の特

69) Leigh, *supra* note 14, pp. 80-81, 106.

70) 王郁涵『前掲書』(注46) 18、22頁。

別規定 (special provisions for coastal fishing) 及び監視措置 (supervisory measures) からなるものである⁷¹⁾」と記している。そのため、以下は、4項目に分けて検討する。

保存措置について

まず、委員会は、漁業科学技術委員会 (Scientific and Technical Committee for Fisheries) を設立し、第1条の目的を達成するために、同委員会の科学的助言及び報告書に基づいて、必要となる保存措置を作成する。漁業科学技術委員会は、定期的に諮問され、共同体における漁業状態などに関する年次報告書を作成する⁷²⁾。

漁業科学技術委員会は、1991年12月31日前に、委員会に対して、共同体における漁業の状態、沿岸地域の経済的及び社会的発展並びに魚種の状態及びその可能な発展に関する報告書を提出し、そして理事会は、その報告書に基づいて、第4条1項に定める目的を考慮に入れ、第6条及び第7条に言及される取極めの調整を決定する⁷³⁾。さらに、委員会は、1992年12月31日からの10年目までの間に、理事会に対して、沿岸地域の経済及び社会的状況に関する報告書を提出し、そして理事会は、10年の期間が終了すると、その報告書に基づいて、第6条及び第7条に言及される取極めの次の規定を決定する⁷⁴⁾。

資源の使用及び配分の規則について

そして、「総許容漁獲量」(Total Allowable Catches、以下 TAC) と「相対

71) Council Regulation (EEC) No 170/83 of 25 January 1983 establishing a Community system for the conservation and management of fishery resources, Art 1.

72) *Ibid*, Art 2 and 12.

73) *Ibid*, Art 8(1) and 8(2). 第4条は相対的安定性についての規定であり、第6条は12海里まで拡大することに関する規定であり、第7条は、特別に重要である魚種の調整に関する規定である。

74) *Ibid*, Art 8(3).

的安定性の原則」(the principle of relative stability) が導入された⁷⁵⁾。TACとは、漁獲が持続可能であることを損なうことなく、各規定された水域における特定の魚種又は魚群に対して⁷⁶⁾、毎年、許容される漁獲量の上限を決定する措置である⁷⁷⁾。一方、「相対的安定性の原則」とは、すべての加盟国の漁業活動が相対的に安定であることを確保することである⁷⁸⁾。この2つの規則の相互的關係といえ、共同体全体の TAC は、毎年調整されるが、各加盟国への配分 (share) は、相対的安定性の原則に基づいて、1973年から1978年までの漁獲量を基準に固定したものである。すべての加盟国は、委員会に対して、自国の水揚げ量を報告することが要求される⁷⁹⁾。

また、各加盟国は自国のクオータ (national quotas) を個人又は法人に配分するか⁸⁰⁾、あるいは自国のクオータ又はその一部を他国と交換しうる⁸¹⁾。そのため、年の初めに配分されたクオータは、年末の「適応されたクオータ」(adapted quota) とは異なる可能性がある⁸²⁾。

さらに、「共同体の水域内における特定の魚種及び魚群のため、1982年の

75) 実際、TAC は、早くとも1978年11月23日及び1979年2月16日の理事会に対する委員会への通知において言及された。Case 804/79 Commission v United Kingdom [1981], p.5, para. 1.

76) そのほとんどは商業的漁業 (commercial fish species) である。

77) Reg 170/83, *supra* note 71, Art 3構成国の漁業担当大臣は、毎年12月、委員会に集合し、各漁業水域の TAC の提案について決定する。TAC の提案は1902年に設立された国際海洋探査委員会 (International Council on the Exploration of the Sea, ICES) と漁業科学技術経済委員会 (Scientific, Technical and Economic Committee for Fisheries, STECF) の助言に基づくものである。at <https://publications.parliament.uk/pa/ld201617/ldselect/1deucom/78/7805.htm#footnote-325> (As of January 30, 2021) しかし、TAC は、実際、EU の漁民のニーズに応じるため、漁業専門家の助言による TAC より大きい。

78) *Ibid*, Art 4.

79) Marine Management Organisation, *supra* note 3, p. 40, at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/920679/UK_Sea_Fisheries_Statistics_2019_-_access_checked-002.pdf (as of Dec 22, 2020)

80) How are fishing quotas set by the EU, at <https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainers/future-relationship-fisheries>. (As of February 17, 2021)

81) Reg 170/83, *supra* note 71, Art 5.

82) Marine Management Organisation, *supra* note 3, p. 40, at https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/920679/UK_Sea_Fisheries_Statistics_2019_-_access_checked-002.pdf (as of Dec 22, 2020)

共同体の総許容漁獲量、その共同体へ可能な配分、加盟国間の配分及び総許容漁獲量の条件を決定する」という理事会規則第172/83が採択され、その前文において、公正な配分のため、①伝統的漁業活動、②漁業に非常に依存する地域の特定のニーズ及び③第三国の水域における潜在的な漁業の損失、という3つの要素は考慮に入れると規定している⁸³⁾。そして、NAFO 条約による小区域、区分及び小区分並びに ICES 区域を適用し、各区域の許容される漁獲量の上限を決定する⁸⁴⁾。

沿岸漁業の特別規定について

世界各国が漁業水域を拡大する影響を受け、理事会規則170/83の前文においては、「この（相対的安定性）原則の概念は、200海里の漁業水域による新たな漁業状態を取り扱うため、沿岸漁業の特別規定がなくてはならない。この目的を達成するために、構成国は、1992年12月31日まで減損期間を維持し、1972年の加入議定書第100条に規定された取極めを維持し、その規定に定められ、自国の主権又は管轄権の下にある6海里の漁業限界を12海里まで拡大すると理解しなければならない」と規定している⁸⁵⁾。換言すれば、「相対的安定性の原則」は、各加盟国への配分を決定するだけでなく、12海里の水域に適用させることにもつながるのである。

監督措置について

また、監督措置は、管理措置と技術的措置からなり、以下の2つの決議を損なうものであってはならないとする⁸⁶⁾。1982年の「加盟国の漁船による漁

83) Council Regulation (EEC) No 172/83 of 25 January 1983 fixing for certain fish stocks and groups of fish stocks occurring in the Community's fishing zone, total allowable catches for 1982, the share of these catches available to the Community, the allocation of that share between the Member States and the conditions under which the total allowable catches may be fished, preamble.

84) *Ibid.*, Art 1.

85) Reg 170/83, *supra* note 70, Art 6.

86) *Ibid.*, Art 7(4).

業活動のための特定の管理措置を制定する」という理事会規則2057/82は、管理措置を確立した。管理措置は、漁船及びその活動の検査、漁獲の規定並びに漁具の使用からなると規定している⁸⁷⁾。そして、「漁業資源の保存のための特定の技術的措置を制定する」という理事会規則171/83は、網目の大きさ (mesh sizes)、副漁獲物率 (by-catches)、漁獲が許容される魚のサイズ、特定の漁業水域及び特定の漁具への制限について規定している⁸⁸⁾。

(3) CFP の改革

理事会は、共同体及び非共同体の水域における多数の魚類が継続的に減少していることから、保存措置を改善し及び拡大する必要があるとし、そして生物資源の合理的及び責任のある開発を目的として、1992年、「漁業及び養殖のための共同体制度を確立する」という新しい理事会規則3760/92を採択した。理事会規則3760/92には、国連環境開発会議 (UNEP) に言及された持続可能な開発という課題に反映し、海洋生態系に対して、持続可能な基礎に基づく開発を考慮に入れると規定する第2条が導入されるほか、最も重要なのは、漁業許可証 (fishing license) を導入する第5条及び、漁獲率 (the exploitation rate)⁸⁹⁾、漁業努力量 (fishing effort)⁹⁰⁾ を制限すると規定する第4条と第8条が導入されたことである⁹¹⁾。

87) Council Regulation (EEC) No 2057/82 of 29 June 1982 establishing certain control measures for fishing activities by vessels of the Member States.

88) Council Regulation (EEC) No 171/83 of 25 January 1983 laying down certain technical measures for the conservation of fishery resources, permeable.

89) 漁獲率とは、特定の期間における漁獲量に対する総漁獲尾数の割合である。Council Regulation (EEC) No 3760/92 of 20 December 1992 establishing a Community system for fisheries and aquaculture, Art 3.

90) 漁獲努力量とは、漁船の能力及び活動の生産力であり、出漁隻数、操業回数 (あるいは出漁の時間数や日数)、漁具数及び定置網の設置統数など漁労行為の量の総量管理をする制度である。欧州連合は、漁獲努力量を漁船能力 (漁船トン数及びエンジン馬力) × 操業回数と定義している。Ibid., Art 3. OECD, Fishing Effort, at <https://stats.oecd.org/glossary/detail.asp?ID=994> (as of February 17, 2021)

91) Ibid, Art 2, 5 and 8.

保存措置について

保存措置について、資源に対しての経済的意義を考慮に入れるようになった。委員会は、漁業科学技術経済委員会（Scientific, Technical and Economic Committee for Fisheries, STECF）⁹²⁾を設立し、持続可能な基礎に基づいて、合理的及び責任のある資源の開発を確保するために、その委員会の報告書に基づいて、水域及び資源へのアクセス並びに開発活動による行為の条件を規定する共同体の措置を作成する。漁業科学技術経済委員会は、定期的に諮問され、生物的及び技術的要素を参照し、漁業資源及び漁業活動の発展に関する年次報告書を作成する。また、漁業資源の状況の経済的意義について報告する⁹³⁾。

委員会は、2001年12月31日前に、欧州議会と理事会に対して、共同体における漁業の状態、特に、沿岸地域の経済的及び社会的発展並びに魚種の状態、その予期される発展及び本規則の執行に関する報告書を提出する。そして理事会は、2002年12月31日前に、その報告書に基づいて、第6条に言及される取極めの調整を決定する⁹⁴⁾。というのは、保存措置の効果によって、2002年12月31日までに減損期間が適用され、それ以後平等なアクセスの原則が12海里以内に適用される可能性があるからである。そして、効果的な保存のため、特定資源の漁獲率は、制限されるべきであり、年ごと又は、適当な場合には、複数年ごとあるいは、複数種に基づいて、決定されうることになる⁹⁵⁾。

漁獲率の規制及び透明性を向上するために、共同体の漁業許可証制度は1993年12月21日前に確立される。加盟国は、遅くとも1995年1月1日までに

92) STECFのメンバーの多くはICESのWGのメンバーも兼任。ICESとは異なる勧告を与えることも多い。大橋貴則「新たな社会へ向けたEUの共通漁業政策～欧州の漁業：昨日、今日、明日～」『水産振興』45巻8号（東京水産振興会、2011年）37頁。

93) *Ibid.*, Art 4 and 16.

94) *Ibid.*, Art 14(2). 第6条は、「加盟国は、1993年1月1日から2002年12月31日までに、1972年の加入議定書第100条に規定された取極めを維持し、その規定に定められ、自国の主権又は管轄権の下にある6海里の漁業限界を12海里まで拡大するという権限を与えられる」と規定している。

95) *Ibid.*, permeable.

許可証制度を適用し、許可証を漁船に付け、発行し及び管理することで、自国の漁業許可証制度を執行するとされた⁹⁶⁾。

資源の使用及び配分の規則について

そして、資源の使用及び配分の規則について、資源の種類に漁獲率が制限されるため、クオータ及び、必要な場合、漁業努力量によって配分された加盟国に対して、共同体漁獲機会 (Community fishing opportunity)⁹⁷⁾ は、漁業の取得可能性の形で確立しなければならないとされた⁹⁸⁾。まず、1985年の加入議定書において、1993年12月31日前に、スペインとポルトガルの漁業取決めについての調整が必要であると規定しているため⁹⁹⁾、1994年の「スペイン及びポルトガルの加入議定書の漁業に関する章における取決めの調整について」という理事会規則1275/94が採択され、1996年からスペインとポルトガルの漁獲量制限について調整することを決定した¹⁰⁰⁾。当該規則第3条は、理事会は、理事会規則3760/92の第4条及び第8条に従って、スペインとポルトガルに対して、漁獲量制限と漁業努力量を含む共同体の措置を採択すると規定している¹⁰¹⁾。したがって、1995年、漁獲努力量に関する理事会規則689/95¹⁰²⁾ 及び漁獲努力量制度の確立に関する理事会規則2027/95¹⁰³⁾ が採択され、漁獲努力量制度は、スペインとポルトガルにも適用されるようになった。

96) *Ibid.*, permeable and Art 5.

97) 共同体漁獲機会とは、共同体の漁業水域において共同体が取得可能な漁獲機会及び、第三国に配分される漁業の取得可能性の合計から差し引いた共同体漁業水域外の共同体漁獲機会の合計である。*Ibid.*, Art 3.

98) *Ibid.*, permeable.

99) 1985 Act of Accession, OJ 1985 L302/23, Art 162.

100) Council Regulation (EC) No 1275/94 of 30 May 1994, OJ 1994 L 140/1.

101) *Ibid.*, Art 3.

102) Council Regulation (EC) No 689/95 of 27 March 1995, OJ 1995 L 71/5 on the management of the fishing effort relating to certain Community fishing areas and resources.

103) Council Regulation (EC) No 2027/95 of 15 June 1995, OJ 1995 L 199/1 establishing a system for the management of fishing effort relating to certain Community fishing areas and resources.

そして、1983年、デンマークとドイツの脱退とともに、両国の招待によって、バルチック海及びベルト海における生物資源の漁業及び保存に関する条約（Convention on fishing and conservation of the living resources in the Baltic Sea and the Belts）に加入したため¹⁰⁴⁾、1997年にはバルチック海にも漁獲努力量制度が適用された¹⁰⁵⁾。

沿岸漁業の特別規定について

沿岸漁業の特別規定については、減損期間が再度10年延長されたほか¹⁰⁶⁾、附属書Iにおいて、どの加盟国がどの加盟国の地理的水域において、どの魚類を捕獲できるかについて明確に規定するようになった¹⁰⁷⁾。

監督措置について

理事会規則2057/82は、理事会規則4027/86及び理事会規則2241/87によって修正されたが、理事会規則3760/92の第12条に基づいて、「共通漁業政策に適用可能な管理制度を確立する」という理事会規則2847/93が採択された。共同体管理制度は、特に、以下のような技術的監督のための規定を含むもので確立される。それは、保存及び資源管理の措置、構造的措置及び市場の共同組織に関する措置であるほか、これらの措置が遵守されない場合、適用される効果的な制裁に関する特定の規定である。一方、この制度の実効性を確

104) この条約は、1973年、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ポーランド及びスウェーデンによって調印された。Convention on Fishing and Conservation of the Living Resources in the Baltic Sea and the Belts, at <https://www.ecolex.org/details/treaty/convention-on-fishing-and-conservation-of-the-living-resources-in-the-baltic-sea-and-the-belts-tre-000535/> ; <https://www.jus.uio.no/english/services/library/treaties/06/6-02/fishing-baltic-belts.xml> (as of February 10, 2021)

105) Council Regulation (EC) No 770/97 of 24 April 1997, OJ 1997 L113/1 introducing arrangements for the management of fishing effort in the Baltic Sea.

106) 注94参照。

107) Reg 3760/92, *supra* note 89, Art 6 and Annex I.

保するため、加盟国も適宜な措置を取る¹⁰⁸⁾。このように、漁獲量の管理のみならず、全般的管理制度が確立されることになる。

一方、6回の修正を経た理事会規則171/83は、依然として、適用と執行にあたり問題をもたらす、不備があり、さらに1985年のグリーンランドの脱退に伴って適用範囲が変わるため、1986年の「漁業資源の保存のための特定の技術的措置を制定する」という新しい理事会規則3094/86に取って代わられた。その後数回修正され、1998年の「海洋生物の稚魚を保護するための技術的措置による漁業資源の保存のため」という理事会規則850/98に取って代わられた¹⁰⁹⁾。

また、共同体は、1980年にノルウェーと漁業協定を締結したため、スカゲラク (Skagerrak) 海峡とカテガット (Kattegat) 海峡における漁業の操業を管理する規則についても講じた。さらに、技術的保存措置の適用水域は、今までは北海及び東北大西洋だったが、共同体と第三国との協定締結によって拡大された。たとえば、1986年、バルチック海、ベルト海峡及びサウンド海峡の水域における漁業資源の保存のための特定の技術的措置を制定するという理事会規則1866/86を採択し、当該海域まで技術的保存措置の適用を拡大した¹¹⁰⁾。さらに、1994年、地中海における漁業資源の保存のための特定の技術的措置を制定するという理事会規則1626/94を採択した¹¹¹⁾。

108) Council Regulation (EEC) No 2847/93 of 12 October 1993 establishing a control system applicable to the common fisheries policy, Art 1.

109) 理事会規則3094/86は、主として、特定の魚種の漁業の定義を導入することと、副漁獲物率と保護される魚類に対してより正確に定義することによって修正されるものである。Council Regulation (EEC) No 3094/86 of 7 October 1986 laying down certain technical measures for the conservation of fishery resources, preamble.

110) Council Regulation (EEC) No 1866/86 of 12 June 1986 laying down certain technical measures for the conservation of fishery resources in the water of the Baltic Sea, the Belts and the Sound.

111) Council Regulation (EC) No 1626/94 of 27 June 1994 laying down certain technical measures for the conservation of fishery resources in the Mediterranean.

表1 CFPの改革

漁業管理政策		理事会規則	新理事会規則	改革内容
保存措置		170/83	3760/92	欧州議会にも報告書へ提出
資源の使用及び配分		170/83 172/83	3760/92	漁業許可証 漁獲率 漁業努力量制度の確立
沿岸漁業の特別規定		170/83	3760/92	地理的水域及び魚類の明確化
監督措置	管理措置	2057/82	4027/86 (修正) 2241/87 2847/93	漁獲量の管理のみならず、 全般的管理制度の確立
	技術的措置	171/83	頻繁に修正	適用範囲の拡大

(注) 筆者作成

表2 欧州共同体の4つの柱の確立及びその法的根拠

確立時間	4つの柱	法的根拠
1970年	漁業の共通構造政策	EEC 条約第38条4項 理事会規則2141/70 理事会規則101/76
1970年	漁業産品の共同市場組織	1957年の EEC 条約第38条4項、理事会規則2142/70
1977年	第三国との漁業協定	1976年のハーグ決議
1983年	海洋の生物資源の保存及び管理	1972年の加盟議定書102条 理事会規則170/83 (1992年、理事会規則3760/92に取って代わられた)

(注) 筆者作成

II 共同体加盟後のイギリスの漁業権利に対する影響

1 平等なアクセスの原則に対しての交渉

欧州の沿岸国は、沿岸において排他的漁業権を有するという概念が早い時期に確立しており、当時、他国の漁業活動に影響が及ばない限りにおいては、それぞれ異なる水域の幅員の設定を認めていた。欧州の国家実行においては、二カ国間協定又は多国間条約によって漁業水域を決定することが普通である¹¹²⁾。初めて排他的漁業水域 (Exclusive Fishery Zone, 以下 EFZ) の幅員を決定するのは、1882年の北海漁業条約 (North Sea Fisheries Convention) で、イギリスをはじめ、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー及びデンマークの6カ国は、基線から3海里を超えない水域において、EFZを有することを確立した (第2条)¹¹³⁾。また、1960年の第二次国連海洋法会議において、12海里を超える EFZ を設定してはならないと決議されたため、1964年のロンドン漁業条約 (Fisheries Convention) が締結され、イギリスをはじめとする締約国は、基線から6海里内において排他的漁業権及び排他的管轄権を有し (第2条)、また1953年1月1日から1962年12月31日までに6海里から12海里までの水域において、習慣的に漁業活動を行ってきた締約国は、6海里から12海里までの漁業権利を有することを確立した (第3条)¹¹⁴⁾。そこで、1964年、イギリスが漁業限界法 (Fishery Limits Act 1964) を通過させ、自

112) 詳しくは D. P. O'Connell, *The International Law of Sea*, Volume I (New York: Oxford University Press, 1982), pp. 510-511, 514-515 を見よ。

113) *International Convention for regulating the police of the North Sea fisheries outside territorial waters*, Art 2, at <https://iea.uoregon.edu/treaty-text/4054> (As of January 25, 2021)

114) *Fisheries Convention*, Art 2, at <https://sedac.ciesin.columbia.edu/entri/texts/acrc/fish64.txt.html> (As of February 4, 2021) ヨーロッパ漁業条約とも称される。当該条約の適用水域は、締約国の全沿岸に及ぶのではない。東はデンマーク及びスウェーデンの相対するカテガット海峡、西は北緯36度以北の大西洋沿岸に限られ、これに、ポルトガル領マデイラ (Madeira) 諸島沿岸が加わる。小田滋『海の資源と国際法 I』(有斐閣、1971年) 366-367頁。

国の漁業限界を12海里まで拡大した¹¹⁵⁾。

しかし、1958年のタラ戦争¹¹⁶⁾、1959年のイギリスとデンマークの修正条約¹¹⁷⁾及び1960年のイギリス及びノルウェーの協定¹¹⁸⁾は、イギリス漁船が漁業活動できる水域を減少させた。したがって、共同体に加盟し、その水域において漁業をするのは、イギリスの補償の手段となるが、Michael Leigh 教授は、当時の沿岸漁業は、イギリスにとって、さほど重要なものではなく、イギリスは、むしろ共同体の枠組みを通じて、ポスト植民時代の国際的影響力を維持するという政治的動機に基づいて、共同体への加盟を求めたと指摘している¹¹⁹⁾。まず、イギリスをはじめとする加盟申請4カ国は、共同体に加盟するには、1969年のハーグ決議において言及されるアキ・コミュニテール (Acquis Communautaire)¹²⁰⁾を受け入れなければならない¹²¹⁾。換言すれば、申請国は、共同体において既に確立された法律を受けなければならないのである。したがって、共同体に加盟するのであれば、イギリスはロンドン条約に認められた6海里のEFZと「平等なアクセスの原則」が抵触することに直面する。しかし、原加盟国は、申請国に意思決定の過程に参与させる意図

115) その中、6海里までの水域は排他的漁業水域 (exclusive fishery limits) で、その外側の6海里は、外部の海帯 (the outer belt) と呼ばれる。外部の海帯は、特定の外国漁船が漁業活動できる水域である。同上、332-333頁。

116) タラ戦争後、イギリスは、アイスランドが12海里の排他的漁業水域を有することを認め、1964年までにアイスランドの6海里から12海里までの水域において漁業活動を継続することを合意した。同上、343頁。

117) イギリスは、1970年までフェロー諸島の6海里から12海里までの水域において漁業活動を継続する。同上、344頁。

118) イギリスは、1964年までノルウェーの6海里から12海里までの水域において漁業活動を継続する。同上、347頁。

119) Leigh, *supra* note 14, p. 40

120) *Ibid*, p. 37. アキ・コミュニテールの特性は、常に発展的状態にあることであり、主に6つの項目からなるものである。それは、①欧州連合の基本条約、②理事会規則、指令及び決定、③欧州司法裁判所及び共同体第一審裁判所、(general court) の決定、④決議・宣言、⑤共通外交・安全保障政策及び警察・刑事司法協力に関する規定、⑥連合と域外の国・国家連合との間で締結された条約・協定である。

121) *Ibid*, p. 37.

はなかった¹²²⁾。というのは、申請国の漁業資源が原加盟国のそれより豊富であるため、原加盟国にとって、固有の漁場を確保するより、自国の漁船が申請国の沿岸水域に入漁するという漁業権利を確保することが主要な利益であることになる。したがって、原加盟国は、加盟交渉が展開する前に、合意に達そうとし、理事会規則2141/70と2142/70を採択した。換言すれば、平等なアクセスの原則は、アキ・コミュニテールの一部となり、申請国が交渉の過程において、例外規定か又は減損期間か、それ以外の選択肢がないという仕組みを作った¹²³⁾。

イギリスが共同体に加盟する主な目的は、政治的動機に基づくものとされるが、他国の水域から漁業の経済利益を取得するのも目的の一つであると考えられる。当時、イギリスの漁業形態は、沿岸漁業に従事する漁民が分散し、その組合も遠洋漁業の組合ほど強くないため、イギリス政府は、平等なアクセスの原則に基づいて、自国の漁船が経済利益の高いノルウェー沿岸などにおいて漁業できるように、遠洋漁業の保護を優先することにした。しかし、ノルウェーは、国民投票によって加盟を否決した。こうした予想外の展開に対して、イギリスは、平等なアクセスの原則によるイギリスの水域に対する影響を最小限にするため、ロンドン条約に確立された漁業権利に基づいて、減損期間を打ち出した¹²⁴⁾。

その結果、イギリスは、1972年、加盟条約 (Treaty of Accession 1972)¹²⁵⁾ を署名し、共同体に加盟した。その中で、加入議定書第100条は、加盟国が1982年12月31日までに、その主権及び管轄権の下において、その沿岸の基線から測られる6海里内の漁業活動を習慣的に漁業する船舶及び地理上の沿岸

122) *Ibid.*, pp. 38-39.

123) *Ibid.*, pp. 38-37.

124) *Ibid.*, p. 41.

125) 1972年の加盟条約は、欧州共同体とイギリス、デンマーク、アイルランド及びノルウェーの4カ国の間に調印された条約である。その中、ノルウェーは、1972年9月の国民投票によって否決された。イギリスは、2020年1月31日EU離脱後、同条約の適用を停止した。デンマークのフェロー諸島は (Faroe Islands) は、共通漁業政策への参与は、不利益となるとし、加盟しなかった。グリーンランドは、1985年条約から脱退。

地域における港から操業する船舶に限定させる権限を与えられるという10年間の減損期間 (ten-year derogation) を規定した¹²⁶⁾。簡単に言えば、加盟国の6海里のEFZに入れない制限は1982年12月31日に、減損期間の終了とともに消えるということである。また、加入議定書第101条は、以下の地域では、第100条に言及される6海里の限界は12海里まで拡張されると規定し、その中、イギリスに適用される5つの地域は、①シェトランド諸島 (The Shetlands) 及びオークニー諸島 (the Orkneys)、②ラス岬 (Cape Wrath) からベリック (Berwick) までのスコットランド北東部、③コケット (Coquet) 川からフランボロヘッド (Flamborough Head) までのイングランド北東部、④ライム・レジス (Lyme Regis) からハートランド岬 (Hartland Point) までのイングランド南西部 (ランディ島 (Lundy Island) 周辺の12海里を含む) 及び⑤北アイルランドのダウン県 (County Down) である。それ以後、イギリスは、自国の漁業管理政策を共同体のCFPに委ねることになった。

2 海洋生物資源の保存に対する権限紛争

イギリスは、加盟当初から、平等なアクセス原則に不満があつて、加盟した後も、自ら国内の保存措置を講じているため、海洋生物資源の保存について、共同体又は加盟国のいずれが権限を有するかという紛争を起こした。海洋生物資源の保存においてEUが排他的権限を有し、保存以外の分野においてEUと加盟国が権限を共有することが確定したのは、1981年の委員会対イギリス (Case 804/79 Commission v United Kingdom) 事件判決である。

当該事件の事実概要は、前述のように、理事会は、加入議定書第102条に基づいて、必要となる規定 (または、共通規則) を採択することができなかったため、1979年7月1日から限定される期間で適用され、時々延長される暫定的措置を取るようになった。一方、加盟国は、この暫定期間において、

126) Official Journal of the European Communities, Chapter 3 Provisions relating to Fisheries Section 1, Article 100, p. 34, at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:11972B/TXT&from=EN> (as of December 16, 2020)

漁船の漁獲量が1978年11月23日及び1979年2月16日の理事会に対する委員会の通知に言及された TACs 及び連合によって締結された合意又は取極めに定める第三国が利用可能な TACs の一部を考慮に入れるような方法で、自国の漁業を行わなければならなかった。その中、イギリスは、1979年6月1日に漁業資源の保存のための一連の措置を実施する意向を委員会に通知し、そして委員会の承認を得るまで7月1日まで発効しないとしたが、結局、イギリスが共同体の承認を得ずに1979年7月1日に海洋の漁業に関する特定の国内措置を採択し適用した。これに対して、委員会は EU 運営条約第258条に基づいて提訴した¹²⁷⁾。その理由として、イギリスが提案した措置の主題は、連合の権限内にある保存措置であり、こうした措置は、共同体全体以外、効果的に採択することができず、また1979年1月1日から共同体の承認によってのみ採択することができるものである。しかし、イギリスが一方向的に保存措置を採択し、共同体の承認を得ずに発効したことが共同体に属する権力を侵害し、EU 運営条約に定める義務を果たせないからであるとした¹²⁸⁾。これに対して、欧州司法裁判所は、「加入議定書第102条に定められた移行期間が1979年1月1日に終了して以来、共通漁業政策の一部としての海洋資源の保存に関する措置を採択する権能は、完全かつ決定的に共同体に属しており、加盟国は、もはやその管轄水域において、保存措置に関する自国の権力を行使しうる権利を有しない」と判示した¹²⁹⁾。この判決によって、海洋生物資源の保存は、共同体が排他的権限を有し、保存以外の分野は、共同体と加盟国が権限を共有するという権限の配分が確立された¹³⁰⁾。

127) 第258条は、「委員会は、いずれかの構成国が基本条約に基づいて負っている義務を履行しなかったと認めるときは、当該構成国に所見を提出する機会を与えた後、当該の問題について理由を付した意見を発表する。当該構成国が、委員会の定める期間内にこの意見に従わないときは、委員会は、当該問題を欧州連合司法裁判所に付託することができる」と規定している。

128) Case 804/79 Commission v United Kingdom [1981] ECR 1045, pp. 3-5, paras. 1-5.

129) *Ibid.*, pp. 8-9, paras. 17-18.

130) こうした権限の配分は、事件の後、EU 運営条約において明文された。第3条1項(d)「連合は、次の分野において排他的権限を有する。……(d) 共通漁業政策に基づく海洋生物資源の保存」と規定し、第4条2項は、「連合と構成国の間で共有される権限は、次の主要な分野に適用される。……(d) 海洋生物資源の保存を除く、農業及び漁業」と規定している。

3 クォータに伴う問題

1983年に導入された総許容漁獲量に伴う問題は、イギリスの漁民は、他国の漁船が自国の水域において操業するのを黙認せざるを得ない一方、割り当てられた漁獲枠に制限されたことである。1979年のギリシャの EC 加盟は大きな問題を起こさなかったが、スペインとポルトガルの加盟は大きな問題を起こすため、1985年の加入議定書において、スペインとポルトガルの共同体の水域への入漁が厳しく制限されているが¹³¹⁾、両国によるクォータ・ホッピング問題 (quota hopping) を解決できなかった。この期間中、多数のスペインの漁業関係者は、中古漁船を大量に購入し、イギリス船籍を取得した。これらの漁船が捕獲した漁獲量は、イギリスの漁獲量に計算されるが、最終的にスペインの港に陸揚げされた。その結果、イギリスに配分された漁獲枠がスペインに事実上横取りされていた。この問題を処理するために、イギリスは、漁業ライセンス制などを導入する対策を取ったが、抜本的な解決には至らなかった¹³²⁾。

さらに、国内の面でいえば、構成国は、自国のクォータをどのようにに配分するかについて裁量の権限をもつ。一部の構成国は、社会経済及び地域的发展の配慮に基づき決定するが、イギリスの場合、クォータは準所有権として扱われ、売買及び賃貸できるとされている。そのため、クォータの4分の1が5つの会社に集中している。また、クォータを他国の法人に売ることができる。自国の漁民は、自国民又は外国人にクォータ付きの漁船を売ることが認められる。たとえば、北海の特定の水域におけるニシンのクォータは、EUの漁船が90%以上所有しており、こうしたクォータ・ホッピングによる問題は、漁民の不満をもたらしている¹³³⁾。他方、漁民は漁獲量を抑えるた

131) 1985 Act of Accession, OJ 1985 L302/23, Arts. 156-166 (for Spain) and 347-353 (for Portuguese).

132) 海外調査部欧州ロシア CIS 課「英国の EU 離脱と漁業問題」(日本貿易振興機構、2017年) 3頁。

133) How are quotas allocated by member state governments? at <https://www>.

めに、捕獲された魚を船上で選別し、市場価値が低いと判断したものを廃棄し、漁業資源へ甚大な被害をもたらした。

III 欧州連合離脱後のイギリスと EU との間の漁業交渉

イギリスが沿岸漁民の利益を見過ごし、EEC に加盟したため、2016年6月23日の EU 離脱の是非を問う国民投票直前の世論調査では、離脱が52%、残留が48%の結果となり¹³⁴⁾、そのうち92%の漁業従事者が離脱派と伝えられた¹³⁵⁾。漁業従事者からの最も重要な主張は、相対的安定性の原則に基づいて、1973年から1978年までの漁獲量を基準としたイギリスへの配分率は十分なものではなく、それによって配分されるクォータは不公平であり¹³⁶⁾、さらに、イギリス籍漁船がイギリス以外の EU 水域で揚げた漁獲量は、イギリス以外の他国籍漁船がイギリスの水域で揚げた漁獲量より少ないということであった¹³⁷⁾。したがって、EU 離脱後のイギリスにとって、最も重要なのは、漁業権を取り戻すことである。

I EU 離脱の手続き

イギリスは、EU を離脱した初めての国である¹³⁸⁾。EU 離脱に関する権利

instituteforgovernment.org.uk/explainers/future-relationship-fisheries. (As of February 17, 2021)

134) 欧州連合 (EU), at https://www.soumu.go.jp/g-ict/international_organization/eu/pdf_contents.html (as of February 11, 2021)

135) 海外調査部欧州ロシア CIS 課「前掲論文」(注132) 1頁。

136) 漁民たちは、1982年海洋法条約が署名された時、イギリスの漁船は、イギリスの沿岸に沿うことではなく、遠い北大西洋において漁業を行う傾向であったと主張した。How are fishing quotas set by the EU, at <https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainers/future-relationship-fisheries>. (As of February 17, 2021)

137) 海外調査部欧州ロシア CIS 課「前掲論文」(注132) 2頁。

138) 1985年、グリーンランドが共同体から脱退したことは、法的に言えば、「離脱」ではない。その理由としては、グリーンランドは EU の構成国ではなく、EU の構成国であるデンマークの一部からである。欧州運営条約第204条によって、グリーンランドは EU とは、特に漁業に関する特別な協定を締結する、関連する海外の領域 (associated overseas territory) である。Article 50 TEU: Withdrawal of a Member State from the EU, p. 3, at <https://www.europarl.europa>

を導入した2009年のリスボン条約まで、構成国にはEUから一方的離脱の権利があるかどうかは、非常に論争になっていた¹³⁹⁾。2012年に修正された欧州連合条約 (Consolidated Version of the Treaty on European Union、以下EU条約) 第50条は、構成国が他の構成国の同意なくEUから離脱する権利を与える規定である¹⁴⁰⁾。しかし、当該規定は、手続上の要件以外、何の実質的な条件も制定していない¹⁴¹⁾。まず、構成国は、離脱の意図を理事会に通告する。そして、EUは、理事会が規定する交渉の指針に照らして、離脱する国との将来の関係についての枠組みを考慮に入れて、離脱のための取極を規定する協定を交渉し締結する (同条2項)。また、離脱する国は、EUとの離脱協定を2年間以内に締結しないと、加盟国としての資格を自動的に失う¹⁴²⁾。ということは、無協議で離脱する (no-deal Brexit) ことになる。ただし、理事会と離脱する国は、上記の期間を延長すると共同で決定する場合はこの限りではない (同条3項)。離脱協定の目的は、EUの財政プログラム及びその他の規範の段階的廃止を処理することである¹⁴³⁾。また、EU離脱に伴う法的効果は、EU法の適用が終了することであるが、EU法の実施又は国内法化のために採択された国内法は、改正又は廃止しない限りにおいて、有効のままである。したがって、離脱国は、特にEUの排他的権限の領域において、新たな実質的な国内立法をしなければならない。

EU離脱を積極的に推し進めたのは、保守党のテレーザ・メイ (Theresa May) 政権及びボリス・ジョンソン (Boris Johnson) 政権である。メイ政権は、2017年1月、下院に提出したEU離脱通知法案 (European Union

eu/RegData/etudes/BRIE/2016/577971/EPRS_BRI (2016) 577971_EN.pdf (as of February 20, 2021)

139) *Ibid.*, p. 2.

140) 同条1項は、「いずれの構成国も、その憲法上の要件に従って連合から脱退することを決定することができる」と規定している。

141) *Ibid.*, p. 1.

142) *Ibid.*, p. 3.

143) *Ibid.*

(Notification of Withdrawal) Act 2017)¹⁴⁴⁾ が3月13日議会の承認を得た上で、3月29日 EU に正式離脱を通告した。2017年6月19日、EU 離脱協定草案の交渉を始め、2018年11月13日、いったん合意に達成したが、イギリスの議会において、草案の承認が難航し、3回も否決された¹⁴⁵⁾。そこで、メイ政権は、2019年4月10日、EU と交渉して、離脱の予定を2019年10月31日までに延長することを決定した。

2019年7月23日メイ氏から替わったジョンソン首相は、2019年10月31日までに必ず EU 離脱を実現すると国民にコミットメントし、2019年10月17日、EU と離脱協定の修正案に合意した。しかし、議会は、2日後、離脱協定の実施に関する国内立法が完成しない限り、離脱協定の承認手続きはしないと応じた。そこで、ジョンソン氏は、10月28日、EU と再度交渉し、離脱協定の締結を2020年1月31日までに延長することに合意し、さらに12月12日に行われた総選挙の結果、保守党が過半数を大幅を超える議席を獲得したため、離脱協定を可決させることができた。3年間に渡って難航した EU の離脱は正式に認められた。

2 漁業交渉

前にも述べたように、漁業交渉は、離脱後の移行期間から始まったが、EU 離脱の是非を問う国民投票が行われた後、2016年12月17日、イギリスの議会上院「EU エネルギーと環境分科会」が EU の漁業問題に対しての交渉方針として、「EU 離脱決定後の未来の漁業政策に関する報告」を作成した。

144) EU 離脱通知法は、首相に離脱通知の権限を与える法で、2017年1月24日のイギリス最高裁は、EU へ離脱を通知するには国会の承認が必要であると判示している。【イギリス】EU 離脱をめぐる立法動向, at https://d1ndlgo.jp/view/download/digidepo_10322293_po_02710105.pdf?contentNo=1&alternativeNo= (as of February 22, 2021)

145) 2019年1月15日、3月13日及び3月29日、3回否決された。協定の承認が難航した理由の一つは、離脱協定の北アイルランド議定書において、移行期間中に、北アイルランドとアイルランド共和国の間に物理的な国境管理を設けるかどうかについての問題である。ブリュッセル事務所「英国の EU 離脱移行期間終了に向けた日本企業のビジネス上の留意点」(日本貿易振興機構、2020年) 10頁。

イギリス政府は、それを受け、2017年3月16日の答弁において、EU 離脱後にイギリスは CFP から離れ、EU 域外の「独立した沿岸国」として独自の漁業政策を実施すると発表した。そして「国際法に基づき、イギリスの EEZ と漁業産品を含む資源管理に完全な責任をもつ」としている¹⁴⁶⁾。

(1) EU との漁業協定

2020年3月、漁業問題について交渉が始まり、EU は、永久的な協定を締結することを希望した。たとえば、フランスは、イギリスが欧州の市場において漁業産品を売ることの交換条件として、EU のトロール船がイギリスの水域で操業する権利を求めた。一方、イギリスは、ノルウェーのような年間の協定を締結することを期待した。12月25日、イギリスと EU は合意に至った。まず、EU の漁船がイギリスの水域において、一定の期間に漁業活動を継続するが、EU は、2021年から2026年6月30日までに、延べ25%の配分を放棄する。その中、イギリスの水域における EU の配分は、1年目に15%減少され、それ以後、年ごとに2.5%の程度で減少されるということである。この5年半の期間は、調整期間 (adjustment period) とも呼ばれる¹⁴⁷⁾。

2026年以後、毎年、その合意されたクォータを基準にして共有される魚類の TAC、及び水域へのアクセス取極めについて漁業交渉を行う。交渉が合意に至らない場合、ICES 制定のレベルを参照して、暫定的な TAC を決定する。この暫定的な TAC を適用する期間中、両者は、3カ月間の暫定的なアクセスを与える。もしその一方が、水域へのアクセスを一時停止又は制限し、漁業産品への優遇関税を終了することを含むような、自らの水域へのアクセスを与えない又は減少することを決定する場合には、補償のための取極めが締結される。また、その一方が協定の義務に違反した場合には、紛争解決メカニズムが適用される。水域へのアクセスを一時停止又は制限し、漁業産品

146) 海外調査部欧州ロシア CIS 課「前掲論文」(注132) 6頁。

147) UK-EU future relationship: the deal, at <https://www.instituteforgovernment.org.uk/publication/future-relationship-trade-deal/fisheries> (as of February 22, 2021)

への優遇関税を終了することに加えて、いずれの当事者も、他の商品の優遇関税を終了するか、協定の一部を一時停止することを決定することができる。仲裁手続は、制裁に次いで行われ、協定には違反があるか否か及び制裁が比例的であるか否かを評価する¹⁴⁸⁾。

いずれの当事者も、9カ月前に通知することで協定を終了することができる。協定が終了された場合、すべての義務は年末まで継続する¹⁴⁹⁾。この協定の「漁業」の節の終了は、「貿易」、「航空」及び「道路輸送」の節が自動的に終了することを意味する。イギリスとEUが、さまざまな漁業事項を協議するフォーラムを提供するための専門的漁業委員会が設立される¹⁵⁰⁾。

しかし、イギリス離脱の最も大きな対価は、ブレグジットの影響を受けた人々のためにEUが発表した50億ユーロの補償金を払わなければならないということである。この取り決めの最も重要な意義といえ、イギリスは「独立した沿岸国」であり、TACの配分は、相対的安定性の原則を適用せず決定できるということである¹⁵¹⁾。

(2) 第三国との漁業協定

完全な排他的漁業権を行使するために、2017年5月18日、自国の沿岸から6海里から12海里までの水域において締約国が漁業する権利を認めるロンドン漁業条約を廃棄すると与党保守党がマニフェストにおいて発表した。そこで、イギリス政府は、2017年7月3日、ロンドン漁業条約第15条に基づいて、同条約の破棄通告を行い、2020年12月31日破棄が効力を発生した¹⁵²⁾。そして、EUを離脱すると、条約によって生じる権利義務が消滅するため、EUと第三国・国際機関の間に締結した協定は、離脱国にも適用されなくなり、代替

148) *Ibid.*

149) *Ibid.*

150) *Ibid.*

151) *Ibid.*

152) UK Depository Status List, p.2. 破棄はこの通告日又はイギリスがEUの加盟国でなくなった日から（いずれか遅い方の時点で）2年後に効力発生する。

的な協定を交渉する必要が生ずる¹⁵³⁾。たとえば、2020年9月、イギリスは、NAFOの13番目の締約国として加入した¹⁵⁴⁾。10月7日、NEAFCの6番目の締約国として加入した¹⁵⁵⁾。さらに、10月21日、ICCATに加入した¹⁵⁶⁾。

また、第三国の場合、イギリスがEU離脱後初めて締結した二カ国間漁業協定は、2020年9月30日調印したノルウェーとの漁業枠組協定（Framework Agreement on Fisheries）である。当該協定は、イギリスがEUに対して求める原則を取り込んでおり、両国は、毎年、両国の水域及びクォータについて交渉を行う¹⁵⁷⁾。ただし、ノルウェーは、2021年1月1日までに、1980年の漁業協定に取って代わるEU及びイギリスとの三方協定を締結する意欲を表明した¹⁵⁸⁾。そして、10月29日フェロー諸島と、毎年同水域へのアクセス及びクォータについて交渉を行うための漁業協定に署名した¹⁵⁹⁾。また、11月9日、漁業管理、処理、調査、販売及び分配を含む、さまざまな事項について協力するため、グリーンランドと覚書に署名した¹⁶⁰⁾。さらに、2020年3月14日の「アイスランドとイギリスの間の協力を強化するための2030年の

153) Article 50 TEU; Withdrawal of a Member State from the EU, *supra* note 138, p. 5.

154) 42nd Annual NAFO Meeting Welcomes UK as Contracting Party, at <https://thefishingdaily.com/featured-news/42nd-annual-nafo-meeting-welcomes-uk-as-contracting-party/> (as of March 2, 2021)

155) Convention on future multilateral cooperation in North-East Atlantic fisheries, Article 20, para. 4; The United Kingdom becomes the 6th Contracting Party to NEAFC, at <https://thefishingdaily.com/featured-news/the-united-kingdom-becomes-the-6th-contracting-party-to-neafc/> (as of March 2, 2021)

156) ICCAT-CICTA-CICAA, at <https://www.iccat.int/en/contracting.html#> (as of March 2, 2021)

157) UK and Norway sign historic fisheries agreement, at <https://www.gov.uk/government/news/uk-and-norway-sign-historic-fisheries-agreement> (as of March 2, 2020) 当該条約は、2026年12月31日まで最初の期間として有効であり、その後、終了しない限り、4年間の連続期間で有効である。Explanatory memorandum: UK/Norway: Framework Agreement on Fisheries, Art 4(3).

158) Lack of fisheries agreement in Brexit will hit Norwegian fishing fleet, at <https://thefishingdaily.com/latest-news/lack-of-fisheries-agreement-in-brexit-will-hit-norwegian-fishing-fleet/> (as of March 4, 2020)

159) UK signs fisheries agreement with the Faroe Islands, at <https://www.gov.uk/government/news/uk-signs-fisheries-agreement-with-the-faroe-islands> (as of March 4, 2020)

160) UK and Greenland strengthen cooperation on fisheries, at <https://www.gov.uk/government/news/uk-and-greenland-strengthen-cooperation-on-fisheries> (as of March 4, 2020)

共同ビジョン」に次いで¹⁶¹⁾、イギリスは、11月13日、アイスランドと漁業事項に関する協力を強化するため、漁業覚書に署名した。この覚書の最も重要な意義といえ、両国間における初めての漁業協定である¹⁶²⁾。

IV EU 離脱に伴う影響

まず、イギリスは、EU法¹⁶³⁾に国内的効果を与える1972年の欧州共同体法 (European Communities Act 1972、以下1972年の ECA 法) を廃止するか又は修正しなければならない。そこで、イギリスは、1972年の欧州共同体法を廃止するため、離脱協定を正式に批准し、国内法として受容する2020年の欧州連合 (離脱) 法 (European Union (Withdrawal) Act 2020) を制定した。同法によって、ECA 法は2020年12月31日廃止された。

1 漁業活動

ヨーロッパ大陸では、内陸国が多く、大西洋へのアクセスが難しいため、特に西欧諸国にとって、イギリスの水域へのアクセスは大きな意味を持っている。イギリスの水域では、イギリスのほか、主としてオランダ、ベルギー、フランス、デンマーク、アイルランド、スペイン、ポルトガルなどの漁船が操業しており、それらの国の漁業関係者は、イギリスの EU 離脱後のアクセ

161) Iceland and UK to further strengthen relations, at <https://www.government.is/diplomatic-missions/embassy-article/2020/05/14/Iceland-and-UK-to-further-strengthen-relations/> (as of March 4, 2020)

162) UK and Iceland sign fisheries agreement, stepping up cooperation, at <https://www.seafoodsource.com/news/supply-trade/uk-and-iceland-sign-fisheries-agreement-stepping-up-cooperation> (as of March 4, 2020)

163) また、EU 法は1988年のスコットランド法、ウェルス法及び北アイルランド法に分権 (devolute) されてきたため、たとえウェストミンスター国会が1972年の ECA 法を廃止したとしても、それらの分権国家における EU 法の国内的受容は終わらない。それらの分権立法における関連部分を修正しなければならない。Removing references to EU law from the devolution legislation would require the consent of the devolved assemblies, at <https://constitution-unit.com/2016/06/13/removing-references-to-eu-law-from-the-devolution-legislation-would-invoke-the-sewel-convention/> (as of February 22, 2021)

ス権の維持に強い懸念を抱いている¹⁶⁴⁾。

離脱までは、イギリスの水域において操業する漁船は、4割がEU加盟国の漁船であり、また非加盟国のノルウェー国籍の漁船も存在する。2011年から2015年の統計によると、フランス全体の捕獲量は、2割がイギリスの水域において捕獲されたもので、ベルギーは5割、アイルランドは3.5割、デンマークは3割、そしてオランダは2.8割であるという¹⁶⁵⁾。また、スペインの漁業にも大きな影響を及ぼすとされている。2025年まで、延べ4,318トンの漁獲量、つまり、総計5,400万ユーロの損失が出ると予測されるという¹⁶⁶⁾。したがって、EUのほうがイギリスの水域に依存することが分かる。

ECA法の廃止とともに、イギリスの水域における平等なアクセスの原則が適用できなくなるため、EUの漁船はイギリス沿岸基線から12海里から200海里までの海域を退出することになる。さらに、イギリスは、ロンドン漁業条約を破棄することによって、自国の沿岸から6海里から12海里までの水域において締約国籍の漁船が漁業する権利を認めることを取り消す一方、他国の沿岸から6海里から12海里までの水域において自国籍の漁船が漁業する権利を認めることも取り消されることになる¹⁶⁷⁾。そこで、アイルランド籍漁船がロックオール (Rockall) の12海里以内において漁業して警告されるといった漁業操業問題が起きた¹⁶⁸⁾。

164) 海外調査部欧州ロシア CIS 課「前掲論文」(注132) 3頁。

165) 英脱欧貿易協議敲定 漁権争議中或妥協 <https://www.cna.com.tw/news/aopl/202012250172.aspx> (as of February 22, 2021)

166) 受英国脱欧之影響、西班牙漁業業者估計至2025年將損失5,400萬歐元, at <https://www.trademag.org.tw/page/newsid1/?id=778887&iz=6> (As of February 6, 2021)

167) ロンドン条約の締約国は、提唱国のイギリスを始め、1972年のEEC加盟国(ただし、ルクセンブルクは署名したが、批准しなかった)、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、ポーランドの13国であった。これらの締約国は、他のEU加盟国より、イギリスの沿岸基線から6海里から12海里までの水域で操業できる。

168) Irish boat blocked from fishing off Rockall, at <https://www.bbc.com/news/world-europe-55552455> (as of December 23, 2020)

2 漁業産品

他方、イギリスの水域に依存する EU は、漁業協定を経済的関係の他の側面にうまく結びつけている。新しい漁業協定によれば、イギリスは、捕獲した漁獲の多くが販売されている EU 市場へ無税かつ無枠のアクセスを維持している¹⁶⁹⁾。それは、EU はイギリスに対して貿易黒字となっているので、イギリスに課す関税が高くなると、イギリスはアメリカなど EU 以外の国からの輸入を増やそうとすることになるからであり、イギリスとの自由貿易をより強く望むのは EU のほうであると考えられる¹⁷⁰⁾。

同様に、イギリスの漁業貿易は、輸入額が輸出額より多く、大幅な入超である。2019年、イギリスは、85.1万トンの漁業産品を輸入している¹⁷¹⁾。そして、50万トンの漁業産品を輸出している¹⁷²⁾。水産物でみると、主要な輸入品は、タラとツナであり¹⁷³⁾、輸出品は、サバである¹⁷⁴⁾。新聞記事によると、2019年、イギリスは、EU 向けに、33.3万トンの漁業産品を輸出しており、それは漁業産品の輸出全体のおよそ4分の3を占め、イギリスの漁船による漁獲量のおよそ半分を占めているという¹⁷⁵⁾。最大の輸出先は、フランスであり、輸入先は、ドイツとアイスランドである¹⁷⁶⁾。主要な輸出品は、ニシンとタラである¹⁷⁷⁾。

EU 離脱後のイギリスは、漁業産品の輸出量が増加し、その漁業貿易の様

169) UK-EU future relationship, *supra* note 147.

170) EU を離脱した英国の切り札「漁業カード」: 英国はブレグジットで影響力を落としても経済的には悪い話ばかりではない、at https://cigs.canon/article/20200221_6224.html (as of March 1, 2021)

171) Marine Management Organisation, *supra* note 3, p. 49.

172) *Ibid.*, p. 53.

173) *Ibid.*, p. 51.

174) *Ibid.*, p. 53.

175) Brexit trade deal: What does it mean for fishing? at <https://www.bbc.com/news/46401558> (As of January 30, 2021)

176) Marine Management Organisation, *supra* note 3, p. 54.

177) Brexit trade deal: What does it mean for fishing?, *supra* note 175.

態にはあまり影響が及ぼさないと考えられるが、漁業協定には「この市場へのアクセスは、EUのイギリス水域へのアクセスと密接に関連しており、5年半の調整期間が終わった後に、EUのイギリス水域へのアクセスが減少された場合、影響される可能性がある」と述べているから¹⁷⁸⁾、2026年以後の漁業貿易にはどのような影響が出るのかは、交渉の結果次第である。

おわりに

CFPの形成は極めて複雑であり、理事会は、決議を修正するか又は新たな決議を採択することによってCFPの整備に力を入れている。また、共同体は、海洋生物資源の保存における排他的権限は、基本条約において明言されておらず、蓄積されたアキ・コミュノテールから発展してきたものである。国際機関又は第三国と海洋生物資源の保存に関する条約を締結する権限は、最も重要な法理として、対内権限から対外権限を導くものである。

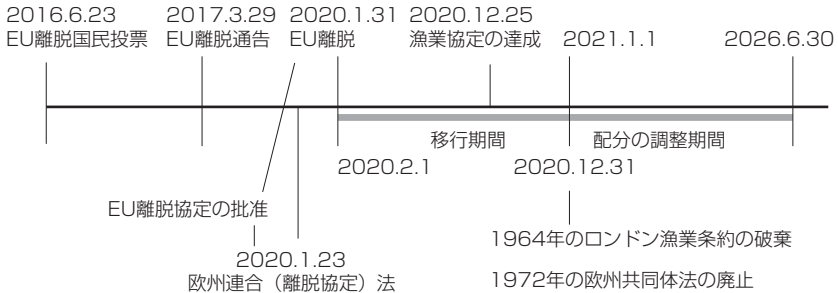
イギリスは、ノルウェーの水域から得る漁業利益の見当がはずれ、共同体に加盟したが、自国の地理的位置から豊富な漁業資源を有することが交渉の切り札「漁業カード」となるため、平等なアクセスの原則を基線から12海里以外の水域に適用することのみを実現し、12海里以内の水域に適用されることを阻止することができた。さらに、イギリスは、相対的安定性の原則に服さず、EU又は第三国とTAC及び配分を自由に決定するという排他的漁業権を取り戻すことができた。一方、イギリスの漁業資源に依存するEUは、イギリスには商品を数多く輸出するため、この重要な貿易相手国を失わないように、EU離脱後にも、無税かつ無枠の優遇措置を与えている。ただし、イギリスは、50億ユーロの補償金を払わなければならない。その対価は、2019年の漁業部門のGDPより高い。そこで、イギリスが5年半の調整期間において取り戻す25%の配分が生じる経済的利益から補われるのかは、不明であ

178) UK-EU future relationship, *supra* note 147.

る。

全体として、EUに正式通告してからEU離脱協定に署名するまで、イギリス政府は、EUと議会が共通の認識に達するよう、三年間にかけてEU離脱を遂げ、そして第三国としてEUと交渉を始め、EUと協定を締結し、1年間の移行期間に入った。ヨーロッパにおける政治的影響力を維持し、及びノルウェーにおける遠洋漁業の利益を取得するため、EECに加盟したことは、取らぬ狸の皮算用となったと言える。さらに、EU離脱の手続きが複雑な上で、国際機関又は第三国と新たな協定を調印しなければならないことと、イギリス国内においては各階層の国内法の廃止又は修正が必要とされることから、EUへの加盟のコストは高くないが、得た利益が小さい一方、EU離脱のコストはより高いと見える。

図1 EU離脱のプロセス



(注) 筆者作成